

番 号 : 131186

国 名 : ボリビア

担当部署 : 農村開発部畑作地帯課

案件名 : 北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト (営農改善)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 営農改善
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年1月下旬から2014年10月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 6.73M/M、合計 7.23M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 第一次 81日 国内 第二次 2日 整理期間 121日 5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月25日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約単独型のみ) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	営農改善に係る各種業務
対象国/類似地域	ボリビア/全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :
黄熱 : 入国に際してイエローカード (黄熱病予防接種証明書) が必要です。

6. 業務の背景

ボリビア国北部ラパス地域は、農業生産性に係るポテンシャルが高いとされつつも、これまで十分な開発が行われてこなかったため、当該地域の貧困率は、87.13% (2001年、国立統計

院)とラパス県の平均66.2%を大きく上回っている。また、農村では経済活動人口の90~95%が農業に従事している現状にある。本案件の対象地域は1953年の農地改革の実施にともない内国移住地域に指定されたため、土地無し農民であった多くの移住者が一戸あたり平均50haを分譲されている。しかしながら、再投資や栽培面積の拡大に必要な収入が得られていないことから、所有面積の10~20%のみが農業生産や牧畜業生産に利用されているのみである。

基本的な農業形態としては主食であるコメを中心とした焼畑移動耕作であり、コメやトウモロコシを主体とする1作目の跡地には、ユカ(キャッサバ)、プラタノ、豆類等が栽培されたり、カカオや柑橘類等の永年性作物とそれらの日陰用作物となるプラタノが植え付けられたりしている。しかしながら、それら各種作物の栽培について適切な技術を持っておらず、市場に販売できるだけの十分な品質の農産物を収穫できていない農家が多い。また、農業による収入が十分でないため、隣接するマディディ国立公園からの違法な木材伐採に頼っている農民が多い。しかし近年、森林が減少し、より奥地へ侵入・伐採し、悪路を長時間運んでこななくてはならなくなってきたことから、農民自身も他の収入源の必要性を認識しつつある。

このような状況のもと、ラパス県は開発上の阻害要因として、①経済・社会の停滞、②地域や社会の分断、③県内外をつなぐ道路インフラの不足、などを挙げている。実際、県内には他県と比べても優位性のある地域があるにもかかわらず、自然資源や経済的資源が十分に活用されていないことから農村部における産業活動が停滞している結果となっている。2007年以降、ラパス県庁は「農業産業化プログラム」により農村部における産業活動の活性化を試みているが、未だ明確な成果を出すには至っていない。こうした背景から、北部ラパス地域において農作物の生産・加工・流通を総合的に強化し、農業生産性向上による地域の振興を図るために、我が国に対し技術協力プロジェクトによる協力が要請された。

これを受けてJICAは2009年に協力準備調査を実施し、協力の妥当性及び案件枠組みについて先方関係機関と協議を通じて確認した。その結果、対象地域の小規模農家の貧困削減に向け、付加価値型農業に向けた実施基盤を確立することを目的に、基幹作物であるコメと換金作物であるカカオの生産システムの改善を通じた付加価値型農業戦略計画の策定及び農業戦略の具現化に向けた実施体制の構築と関係機関と生産者の能力強化に取り組むこととなった。実施機関として国立農林業研究所(INIAF)、ラパス県庁、サンブエナビントウーラ市役所、イクシアマス市役所の4機関をカウンターパート(C/P)機関として、2010年3月から2013年3月までの3年間の予定で技術協力プロジェクト「北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト」が実施された。しかし、2012年9月に実施された終了時評価において、プロジェクト目標であるボリビア側実施機関の実施体制が十分確立されていないことから、1.5年のプロジェクト延長が提言され、2014年9月まで延長されることとなった。

延長期間においては、展示圃場のうちの1か所を選定し、現在の試験的規模から収入が得られる規模にするために圃場の拡大整備を行い、実践的な技術指導を行うとともに、カカオについては引き続き、接ぎ木による優良品種導入、圃場管理の改善、加工技術の指導等を中心に実施することとしている。また、両作物の技術指導に際しては、当該展示圃場設置村落以外の近隣村落からも農民を集めた研修を通じた技術の普及が必要となっている。

本専門家は営農改善の専門家として対象地域における営農改善計画を具体化させるための指導・助言を行うことを目的として派遣する。

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト専門家、第三国専門家及びC/Pと協働で、営農改善の専門家として対象地域における営農改善計画を具体化させるための指導・助言を行い、本プロジェクト目標の達成及びプロジェクト終了後の自立発展性を確保することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2014年1月下旬)
 - ① 本プロジェクト関連資料・情報の整理分析を行う。
 - ② JICA農村開発部と活動方針・計画、現状等の詳細内容を確認し、第1次現地派遣期間のワークプラン(和文、西文)を作成し、農村開発部へ説明し、提出する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2014年1月下旬~2014年4月中旬)

- ① 第1次現地派遣期間のワークプラン（和文・西文）をJICAボリビア事務所、プロジェクトおよび各C/P機関に説明し、業務計画を確認する。
 - ② C/P 及び他の専門家からの聞き取りや現地踏査等を通じてプロジェクト活動の進捗状況と課題を把握する。
 - ③ カカオ栽培に関する第三国専門家の受け入れ、第三国における研修実施に関する調整を行う。
 - ④ 展示圃場（3村落）を通じたコメとカカオの栽培、加工及び流通に係る活動に関し、他専門家とともにC/Pに対し指導・助言を行う。
 - ⑤ C/P 及び他の専門家とともに、共同出荷を目指した農民の協働化を支援する。
 - ⑥ 第1次派遣期間における活動結果をC/Pとともに取りまとめ、今後の事業実施についてC/Pに指導・助言を行う。
 - ⑦ プロジェクト活動進捗報告書を含む現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、JICAボリビア事務所、プロジェクト及び各C/P機関に提出し、報告する。
- (3) 国内作業期間（2014年4月下旬～2014年5月上旬）
- ① JICA農村開発部に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し報告を行う。
 - ② 第1次現地派遣期間の活動結果に基づき、第2次現地派遣期間のワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間（2014年5月中旬～2014年9月中旬）
- ① 第2次現地派遣期間のワークプラン（和文・西文）をJICAボリビア事務所、プロジェクト及び各C/P機関に説明し、業務計画を確認する。
 - ② C/P 及び他の専門家からの聞き取りや現地踏査等を通じて、プロジェクト活動の進捗状況と課題を把握する。
 - ③ カカオ栽培に関する第三国専門家の受け入れ、第三国における研修実施に関する調整を行う。
 - ④ 展示圃場（3村落）を通じたコメとカカオの栽培、加工及び流通に係る活動に関し、他専門家とともにC/Pに対し指導・助言を行う。
 - ⑤ 共同出荷を目指した農民の協働化を通じた農民組織の強化を支援する。
 - ⑥ C/P 及び他の専門家とともに、コメ・カカオについて、現地において適用可能な生産チェーン（栽培、加工、流通）に関する技術マニュアルやガイドラインを作成する。
 - ⑦ C/P 及び他の専門家とともに2014年7月頃に予定されている終了時評価調査の受け入れに当たり、必要な調整、資料の取りまとめ及びデータの収集を行う。
 - ⑧ 対象地域の小規模農家に対するコメとカカオの生産チェーン普及に向けた付加価値型農業戦略計画を作成する。
 - ⑨ C/P 及び他の専門家とともに、セミナーの実施等を通じてプロジェクトの成果について対象地域内外に発表する。
 - ⑩ 第2次派遣期間における活動結果をC/Pとともに取りまとめ、今後の事業実施についてC/Pに指導・助言を行う。
 - ⑪ プロジェクト事業完了報告書を含む第2次現地業務結果報告書（西文）及び専門家業務完了報告書（和文）のドラフトを作成し、JICAボリビア事務所、プロジェクト及び各C/P機関に提出し、報告する。
- (5) 帰国後整理期間（2014年9月中旬～2014年10月上旬）
 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（5）専門家業務完了報告書とする。

<第1次現地派遣>

- (1) ワークプラン（和文3部：監督職員、分任監督職員、プロジェクト、西文8部：C/P 機関4部、農村開発土地省、監督職員、分任監督職員、プロジェクト）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）等を記載。
- (2) 現地業務結果報告書（和文3部：監督職員、分任監督職員、プロジェクト、西文8部：C/P 機関4部、農村開発土地省、監督職員、分任監督職員、プロジェクト）
記載項目は以下の通り。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況

<第2次現地派遣>

- (3) ワークプラン（和文3部：監督職員、分任監督職員、プロジェクト、西文8部：C/P 機関4部、農村開発土地省、監督職員、分任監督職員、プロジェクト）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）等を記載。
- (4) 現地業務結果報告書（和文3部：監督職員、分任監督職員、プロジェクト、西文8部：C/P 機関4部、農村開発土地省、監督職員、分任監督職員、プロジェクト）
記載項目は以下の通り。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (5) 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、分任監督職員、プロジェクト）
記載項目は以下の通り。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務上遭遇した課題とその対処
 - ④その他C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した「付加価値型農業戦略計画」を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、業務従事月報を作成し、農村開発部に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒アトランタ、ヒューストン、パリ等⇒リマ⇒ラパス⇒リマ⇒アトランタ、ヒューストン、パリ等⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

2014年1月30日～2014年4月20日（第1次）、2014年5月15日～2014年9月12日（第2次）を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー（シャトル型を想定）
- ・稲作栽培／普及（業務委託契約単独型）
- ・業務調整（長期派遣専門家）
- ・他、第三国専門家として「カカオ生産チェーン」を予定。

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
なし
- イ) 宿舍手配
なし
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
サンブエナイベントウーラ市内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/bolivia/005/index.html>)
 - ・事業事前評価表 (http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1100338_1_s.pdf)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
 - ア 実施時期：12月27日（金）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 - イ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
 - ウ 実施方法：
 - (ア) 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
 - (イ) プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
 - エ 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。
- ③本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間一括して作成すること。
- ④本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」（※）のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う（右協力の有無による契約金額等の変動はない）。
※緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議（リオ＋20）での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。
緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

以上